

## 長野県住宅審議会

日 時：平成29年 7 月26日（水）

午後 2 時から

場 所：県庁議会棟 3 階 第 2 特別会議室

### 1 開 会

#### ○建築住宅課 山岸企画幹

それでは、定刻となりましたので、ただいまから長野県住宅審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、建築住宅課企画幹の山岸秋夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、本審議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは開会に当たりまして、長野県建設部長の油井均からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

#### ○油井建設部長

こんにちは。ただいまご紹介いただきました、長野県建設部長の油井均でございます。住宅審議会の開催に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

藤井会長様をはじめ委員の皆様方におかれましては、公私ともどもご多忙のところご出席いただきまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、日ごろから住宅行政を初めといたします県行政の推進のためご尽力を賜っておりますことを、改めて感謝を申し上げます。

さて、先月下旬でございますけれども、県の南部で発生しました震度 5 強の地震では、道路などに被害、また一部家屋においても損壊が発生するなどしております。また、梅雨の豪雨によりまして九州の北部であったり、秋田、新潟など全国各地で被害が発生をしております、改めて自然災害の恐ろしさを実感したところでございます。

被害に遭われました皆様にご心よりお見舞い申し上げますとともに、災害復旧等に当たりまして建設事業者の皆様、あるいは関係団体の皆様にご協力いただきまして、改めて感謝を申し上げます。県といたしましては、引き続き県民の防災意識を高め、耐震化対策など、生活の基盤であります住宅などへの被害を最小限に抑えてまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年度は「長野県住生活基本計画」の変更につきまして、この住宅審議会において 4 回にわたりご審議をいただきまして、今年 1 月 10 日に知事へ答申をいただいたところでございます。委員の皆様方にはご熱心にご審議いただきまして、さまざまなご意見を頂戴いたしまして、大変ありがとうございました。

この「住生活基本計画」の基本理念であります「信州の住みよい暮らしを次代につなぐ、安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まいをめざして」によりまして、県といたしま

しては今後、住宅施策を実施してまいりたいと考えているところでございます。

本日、今年度初めての審議会ということでございますが、本日は「高齢者居住安定確保計画の見直し」及び「新たな住宅セーフティネット制度について」を議題としております。また、本年度は、平成30年度からの新たな長野県の総合5か年計画の策定に向けました作業が本格化しておりますので、委員の皆様にも本審議会を通じまして策定の状況を随時、情報提供してまいりますので、総合5か年計画につきましても、さまざまな場面でご提言をいただければ幸いと考えているところでございます。

審議会において皆様からいただくご意見やご提言につきましては、これから県の住宅施策に反映させていく所存でございますので、忌憚のないご発言とご審議をお願い申し上げます。私からのごあいさつといたします。本日はよろしく申し上げます。

#### ○建築住宅課 山岸企画幹

それでは審議に先立ちまして、審議会の幹事が4月1日の人事異動により変更となっておりますので、ここで紹介をさせていただきます。

地域振興課長でございますが、藤森茂晴に変更となっております。

介護支援課長でございますが、小山靖に変更となっております。

信州の木活用課県産材利用推進室長でございますが、丸山勝規に変更となっております。施設課長ですが、荒城功次に変更となっております。

本日の審議会は、委員10名のところ、齋藤委員様のご都合により欠席されておまして、9名の委員の皆様にご出席いただいております。長野県住宅審議会条例第6条第2項に定めます委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、本日の審議会の資料の確認をお願いしたいと思います。お配りしてある資料でございますが、長野県住宅審議会の次第でございますが、裏面に配付資料の一覧がございます。それをご覧いただきながら確認をお願いしたいと思います。

1枚目が住宅審議会の委員の名簿、裏面に住宅審議会の条例をつけてございます。

それから資料1で、「長野県高齢者居住安定確保計画の見直しについて」ということで、資料1-1から1-2、1-3、それから1-4までございます。

それから資料2といたしまして、「新たな住宅セーフティネット制度について」ということで、資料2-1から2-2、それから2-3、それから2-4までございます。

最後に参考資料ということで4枚物の資料をつけさせていただいてございます。資料は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はおおむね3時30分をめどに終了させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ここからの会議の進行は、長野県住宅審議会条例第6条第1項の規定によりまして、藤居会長をお願いしたいと思います。それでは藤居会長さん、よろしくお願いいたします。

#### ○藤居会長

皆さんこんにちは。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

先ほど部長さんのほうからお話がありましたように、昨年度は住生活基本計画についてご議論いただきまして、ありがとうございます。本年度、第1回目の審議会になります。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

まず審議会の議事録の署名委員のほうを指名させていただきます。ご出席いただいている委員の中の方から名簿順に従いまして、本日は吉澤委員さんと畠山委員さんにお願ひしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 議 事

#### (1) 長野県高齢者居住安定確保計画の見直しについて

##### ○藤居会長

それでは議事の方に入らせていただきます。

まず議事の(1)長野県高齢者居住安定確保計画の見直しについて、というのを議題とさせていただきます。それではまず事務局から資料の説明をお願ひいたします。

##### ○建築住宅課 多田担当係長

建築住宅課企画係の多田と申します。私の方から高齢者居住安定確保計画の見直しについてご説明させていただきたいと思ひます。

まず資料1-1をご覧くださいと思ひます。こちらの資料に沿って説明させていただきます。

まず、1の現行計画の策定の経過でございます。平成23年度に計画期間を平成24年から29年度とする現行計画を作成したところでございます。その際、長野県住生活基本計画及び第5期長野県高齢者プランの策定にあわせて策定しております。また、平成26から27年度にかけては、長野県高齢者プランの見直しにあわせて、高齢者居住安定確保計画の一部見直しを行ったところでございます。

続きまして、現在の長野県高齢者居住安定確保計画について説明いたします。資料1-2をごらんください。

この計画は、高齢者の居住の安定確保のための法律第4条に基づきまして、各都道府県単位で策定することができるとされており、長野県は平成23年度に平成24年度から29年度までの6年間を計画期間として、高齢者居住安定確保計画を策定したところでございます。

同条の第2項におきまして、計画において定める事項というのは記載のとおり規定されておりまして、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標といった事項につきまして、計画によって定めているところでございます。

このページの右側の図ですが、この計画の位置づけと関連する他の計画について図示してございます。右側のほうの図の中段でございますが、「長野県高齢者居住安定確保計画」でございます。その上の部分ですが、建設分野に長野県住生活基本計画がございまして、これらの計画に定める住まいに関する施策との整合を図っております。

それから、図の下のほうにございますが、健康福祉分野ということで、下の段にあります長野県高齢者プランにおけるサービス等の施策に関する部分との整合を図っており、長野県居住安定確保計画は、高齢者の住まいに特化した計画ということで策定されているも

のになります。これらの計画期間ですが、先ほども説明しましたが、平成24年から29年度までの6年間となっております。

なお、高齢者プランについて、途中、平成27年から29年度までの3年間を計画期間とする第6期のプランが策定されたことにより、この第6期の高齢者プランにあわせて平成27年度に老人福祉、介護保険の関連分野について目標、指標、それから最新データへの更新、制度改正等の変更点を反映させる見直しを行っております。

続いて、資料1-2の2枚目、2ページ目をご覧くださいと思います。こちらが現行計画の概要となっております。

目指す姿を「高齢者が安全・安心に住み慣れた地域で生活できる住まいの実現」としてあります。これは高齢者の居住の安定のためには、高齢者が地域コミュニティの中での暮らしを継続できる仕組みを地域全体で構築していくこと、また、多様な住まいとサービスが確保され、ハードとソフトの両面から安全・安心を確保していくことが重要であるとの考えによるものとなっております。

また、目標の実現に向けた着眼点といたしまして、地域の絆（つながり）、高齢者の意思の尊重、サービスの質と体制の3点を挙げております。

施策の方向性及び施策展開については、資料の右側にありますように、まずは地域において高齢者の生活を支えるコミュニティの維持、構築として、地域の支え合いによる居住の安定確保を推進することとしております。

また、ニーズに応じた高齢者の住まいの安定的な確保として、住宅内の寒暖差によって生じる、ヒートショック防止のための環境に配慮した住宅への改修など、5項目を位置づけまして、高齢者の個々の状態に応じたさまざまな住まいを確保していく、ハード面での充実を推進することとしております。

3番目の提供されるサービス等の充実としては、高齢者の生活を支える生活支援、医療、介護などのサービスの充実と質の向上、また、高齢者向けに賃貸住宅などの住まいを提供する事業者の質の向上を支援することとしております。

現在の計画の概要につきましては、以上でございます。

次に高齢者プランの見直しについて、介護支援課の担当からご説明いたします。

#### ○介護支援課 大林課長補佐

介護支援課長の代理で施設係長の大林と申します。よろしく申し上げます。

資料1-3をお手元をお願いいたします。第7期長野県高齢者プランの策定についてです。1番、計画策定の趣旨でございますけれども、老人福祉法及び介護保険法に基づき、介護サービス基盤等の整備目標や取り組むべき高齢者福祉施策を定めた第7期の長野県高齢者プランについて策定するというので、計画期間については、30年から32年度の3年間としております。

次に市町村との連携・調整ですが、計画策定に当たり、県は望ましい高齢者福祉施策の実施について市町村に助言するとともに、広域的な見地から調整を行うということをございまして、その下の表を見ていただきますと、県高齢者プランにつきましては、まず市町村計画をつくっていただく中で助言・調整をする、それを取りまとめて一つの県全体の高齢者プランを策定するという流れになっておりまして、高齢者プランの策定に当たりまし

では、一番左側のところに国の指針というのがありますけれども、国から策定に関する指針が定められておりまして、それに基づいて策定するというのと、右側のほうの四角ですけれども、市町村計画、県計画それぞれ懇話会等、策定委員会等を開きまして、意見聴取しながら策定していくという手順でございます。

4番目、第7期計画のポイントでございますけれども、(1)としまして地域包括ケアの推進、団塊の世代が75歳以上となる2025年度の介護需要や、保険料水準の市町村推計を踏まえ中長期的な対応を進めるため、第5期で開始した介護・予防・医療・生活支援等々が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進すること。

2番目、2025年の介護人材の推計ということで、2025年を見据えた介護人材の確保策を進めるため、市町村計画で見込むサービス量を考慮して、中長期的に必要な介護人材を推計し、確保・育成のための取り組みを推進すること。

3つ目、諸計画との整合性の確保ということでございまして、市町村との協議の場を設置することによりまして高齢者プラン、同時期に医療計画というのも改定になるということで、医療計画との整合を図るとともに、県の次期総合5か年計画とも整合を図ることとしております。

最後に、計画策定のスケジュールにつきましては一番下の表のとおりでございますけれども、第1回から懇話会を5回ほどを予定しておりますが、このようなスケジュールで進めようと考えております。

次に、裏面をめくっていただきますと、それぞれ国の流れ、県の流れ、市町村の流れというようにそれぞれ掲げてございますけれども、このような形で、来年の4月を目途に会議を進めていく予定でございます。

もう一つ、別冊で「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」というのをお配りさせていただいたと思いますけれども、お手元をお願いします。

これにつきましては、先般、厚生労働省のほうから高齢者プランを策定するに当たって主な指針というのを定められまして、この冊子のページでいいますと、110ページをおめくりいただきたいと思っております。

110ページの一番上の8番、左上の8番というところがございますけれども、今回のこの居住安定化計画との関係でございますが、他の計画との関係ということでございまして、都道府県介護保険事業支援計画は、ちょっと飛びまして下線の部分でございますけれども、都道府県高齢者居住安定確保計画、1枚おめくりください。109ページの上の段でございますが、括弧書きは飛ばしますが、都道府県賃貸住宅供給促進計画、11行目まで飛ばしていただいて、その他の法律の規定による計画であって、要介護者等の保健、医療、福祉、又は居住に関する事項を定めるものと、調和が保たれたものとする。また都道府県介護保険事業支援計画においては、これら計画との関係について盛り込むことが重要であるということで、国の指針におきましても、今般、高齢者プランをつくるに当たりまして、今日お話がございました居住安定計画との調和を持ちなさいということが指針でうたわれております。資料1-3については以上でございます。

○建築住宅課 多田担当係長

それでは、再び資料1-1をご覧くださいと思います。

4番目の高齢者居住安定確保計画の見直しの方向性というところでございますが、見直しの必要性、スケジュールになりますが、今回、住生活基本計画が平成28年度に改定されたこと、及び高齢者プランが29年度に見直されるのにあわせまして、今年度中に計画を見直す予定となっております。

実際のスケジュールにつきましては、資料の1-4をご覧ください。こちらが高齢者プラン策定スケジュール（予定）についてと、長野県高齢者居住安定確保計画の見直しスケジュール（予定）について、2段書きで示しております。

高齢者プランの見直しにあわせて、長野県居住安定確保計画を作成していきます。先ほども介護支援課から話がありましたが、高齢者プランの方は懇話会の開催を今後数回予定しておりますので、そこでの検討を踏まえて、高齢者居住安定確保計画の方も計画素案を策定していきたいと思っております。

平成30年の2月ごろに第2回住宅審議会を開きまして、計画素案について検討いただきたいと思っております。その後、計画案を策定いたしまして、改訂版の高齢者居住安定確保計画もスタートさせる予定となっております。審議会委員の皆様には必要に応じて情報提供等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に資料1-1に戻っていただいて、4の(2)計画期間でございます。現行計画が24~29年度ということでの見直しということで、次期計画は平成30~35年度の6年間と考えております。

次に4の(3)の高齢者居住安定確保計画の基本目標、視点、施策の方向性の考え方がですが、住生活基本計画及び高齢者プランの計画素案を踏まえて策定していく予定でございます。

次に施策の展開でございますが、こちらは高齢者居住安定確保計画の第4章の施策の展開ということで書いてあります。こちらについてはデータがいろいろ載っております、今後、最新のデータに更新してまいります。また県の実施する事業につきましては、30年度の予算を反映していきたいと思っております。

具体的な文言につきましても、高齢者プランの計画案ができたところでそれを参考に、現状と課題や施策の展開については修正を加えていこうと考えております。

次に目標値でございますが、住宅関係の目標は住生活基本計画、介護福祉関係の目標は高齢者プランの目標をそれぞれ掲載しております、それぞれ最新の目標値に変更していく予定でございます。

その他といたしましては、住宅審議会のご意見などを計画の見直しに反映していく予定となっております。説明は以上でございます。

#### ○藤居会長

どうもありがとうございました。ただいま事務局からご説明いただきました「高齢者居住安定確保計画の見直しについて」につきまして、まずご意見をいただく前に、事務局のご説明に対してご質問がありましたらお願いいたします。

説明に関しましては、ご質問はよろしいでしょうか。

それでは、見直しについての委員さんからの意見を頂戴したいと思ひますので、何かございましたらご意見をお願いいたします。宮川委員さん。

○宮川委員

今回はスケジュール感をご説明いただいたので、中身についての詳細が分からないから、こちらも言いようがない部分があるのですが。

例えば、現行の計画の考え方というか、資料の1-2の2枚目のところに、施策の方向性とあるんですが、「在宅での事故を防ぐバリアフリー化の促進」に関連して申し上げますと、介護保険そのものが国の方でも見直されてきて、サービスが縮小されていく。介護保険、住宅改修などについても、ちょっと私も勉強不足で、もう対象者が絞られてしまったのかどうかというところまで、これからなのか、ちょっとよく分からないのですが。

そういう形で公助から共助、自助へとどんどん移行していく中で、介護保険のサービスが縮小する、それを県の施策で補完するといいますか、国がそういうことをやってくれないなら県がやるといった考え方があるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○藤居会長

はい、よろしいでしょうか。ではお願いします。

○建築住宅課 山岸企画幹

介護給付の住宅改修が縮小されて、県でその分の補てんをするという、そういうご趣旨でよろしいでしょうか。

介護保険の住宅改修がどういう状況なのか、はっきりよくわからない部分がございますので、介護保険もおそらく見直しが行われて、その内容等についても明らかになってくると思いますので、その状況を把握した上でどんな支援ができるか、健康福祉部の方とも情報を共有しながら考えてまいりたいと思います。

○藤居会長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

○宮崎委員

いいですか。やはりまだ、何がどう変わるという部分が全然分からない。目標値だったり目指す姿というだけの話であって、現状がこういう形で、今回の変更によってこういう結果になるというのはこれから出てくるということなんですよ。

現状ですと全然、目標の方向性だけが出ているだけであって、目標数値だとかそういったものは何も表されていないという中では、何が根本的に変わってこれになったのと、元は何だという部分がちょっと見えないので、もし分かるようでしたらそのあたりも教えてもらえればと思います。

○藤居会長

はい、どうでしょうか。

○建築住宅課 山岸企画幹

現行の計画の、検証といいますか、そういうことであろうかと思えます。

現行計画の状況は確かにおっしゃるとおり、今回お示しはしてございませんので、その点は今の目標値なりの達成状況、住宅と、介護支援課の高齢者福祉施設の関係の数値目標等もございますので、それらも今回の高齢者居住安定確保計画の中に盛り込まれてございますので、その検証も含めてやってまいりたいと考えてございます。

具体的にはこれからの数値目標につきましては、介護、高齢者プランの懇話会等が順次行われておまして、そこで各市町村のニーズや、数字が積みあがってまいります。その辺の情報も収集しながら、今回の計画の中の見直しに盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか、他にございましたら、ではお願いします。

○場々委員

高齢者の施設というのは、本当に在宅から始まって結構種類がたくさんあるんですね。それで、これは今後の要望なんですけど、できましたらそのいろいろな施設、例えば特養から始まって、それから在宅まで、あるいは中でももう本当にたくさんのメニューがあるので、そのメニューごとの内容がわかる部分というのを今後出していただくとうれしいなと思っています。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。これにつきましてはよろしいでしょうか。

○建築住宅課 山岸企画幹

介護施設のさまざまな種類の内容ということだと思います。高齢者プランの中にさまざまな介護施設、高齢者の皆さんがお住まいになる施設、さまざまな種類があろうかと思えますので、その内容等につきましては素案の中にも盛り込んでいくように検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○藤居会長

はい、ありがとうございます。他にございましたらお願いします。

○宮川委員

介護支援課の方から出された資料1-3に、2025年の介護人材推計という項目がありますけれども、ちょっとこれは質問なんですけど、今現状はどうなっているのかと。つまり本来必要な介護人材がどれだけ不足しているのかという、今の現状だけまず教えていただきたいと思えます。



○地域福祉課 堀内係長

地域福祉課の滝沢課長の代理で出席しました堀内と申します。すみません、ちょっと今、すぐ手元に資料を用意してございませんでしたので、後ほど回答させていただきたいと思っております。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。ではまた後ほど、お願いいたします。他にございましたら、お願いします。

○宮崎委員

先ほどあったバリアフリー化ですとか高齢者の手すりをつけるですとか、そういった部分の助成はあるのですけれども、なかなかその要件ですとか、介護士の何か認定を持っている人がやらないといただけないとか、ちょっとその辺の難しい部分があって、では工務店さんが年寄り一人だから、これで申請するよという、それはだめですというような、やっぱりもっと使い勝手のいいといいますか、すぐできるような仕組みを、何でも資格を持っている人の判定がないとだめだとか、金額ベースが、やっぱり規模的に大きな改修についても満たされないという部分もあつたりするので、その辺もぜひ、利便性のいい形の支援ができるような体制というの、ぜひ考えていただければなというふうにお願ひします。

○藤居会長

今の改修申請について何か改善等がございましたらということですが、これに関しまして何かほかに、ほかの委員さんで何かございますでしょうか。

○畠山委員

ちょっといいでしょうか。介護保険制度の中でケアマネが関わり住宅改修を行っています。実際私もケアマネをやっていたのでわかりますが。

介護保険の枠の中での制度なので、担当ケアマネは報酬を受けずに行っていると思います。制度当初は、1,000円か2,000円の報酬があつたと思いますが、現在は無報酬になっています。しかし、保険者への申請書作成やご利用者への相談支援、業者の方との取り次ぎをしたり、改修前後の写真作成など手続全般を行います。なぜケアマネが関わるかということ、やはり介護保険制度の枠があり、それを管理しているのがケアマネだからだと考えます。

確かに今回の改正があつた場合、住宅改修が本当の意味で必要な軽度者の方々がその対象から外されてしまうということはどうしてなのか、国の考え方・方向性を確認しなければならないと思います。ただし、市町村の枠の中で住宅改修ができるということもありますから、全く使い勝手が悪いというわけではないのかなとも思います。これから本当に市町村の力が問われるようになると思います。

それと、これからの地域包括ケアシステムですが、実際に行われている市町村は現状では、ほとんどないと思います。医療と介護がどれだけ協力体制をとれるかが、これからの

高齢者の住まい方をも変えると考えます。特に医療がどう関わってくださるかが介護現場や在宅で最期まで住み続けることができるかを成し遂げられることに繋がると思います。より具体的にそれぞれの方面から進めていただければと思います。

また、いろいろな住まい方(施設)があり、有料老人ホームがたくさんできていますが、その一方で、特養のショートが空いているという現実があり、なぜそんな状況が作り出されているのか検証する必要があります。

高齢者の住まい方が大きく変化しつつあることも、県は把握していただき、都会とは違う長野県の特性を活かした街づくりを考えていただきたいと思います。有料老人ホームは地域の生活の場でもありますが、その住民たちがコミュニティの中でどんな役割を担い生き生きと生活できるのか、生活の幅を広げることができるのかシステム化しなければなりません。地域の中で生活していても閉じこもりの状況がつくられ、重度の要介護者が増えていく構図が作り出されることを心配しております。

高齢者が、有料老人ホームのような集合住宅にいても、地域との関わりが持てる社会の実現を図ることを長野県は構想されることを期待しています。

○藤居会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか、宮川さん。

○宮川委員

今のお話にも関連するんですけど、医療と介護というのが、今まで市町村が中心にやられてきたわけなんですけど、その市町村国保が都道府県単位化、つまり県一本化されるということもお聞きをしております、そういうことになったときに、医療と介護との連携がどのような形になっていくのかは全然、私どもは見えないので、そうした市町村国保の一本化との関連について、今日でなくて結構ですので、地域包括ケアシステムの中でどのような形が変わっていくのかということが分かるような資料を、ぜひ次回までにお示しいただければありがたいです。

○藤居会長

ありがとうございます。また、次回までぐらいに資料ができましたらよろしくお願ひします。他にございますでしょうか、よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。いろいろご意見が出たと思いますので、ただいまの意見の中では、現行計画の検証も含めてよく検討いただくということと、それから現状はどうなっているかという把握等もしていただいて、見直しのほうに反映させていただきたいというようなことでございますので、事務局のほうで今後、検討いただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、次に進みたいと思います。

## (2) 新たな住宅セーフティネット制度について

○藤居会長

議事の（２）新たな住宅セーフティネット制度についてということにつきまして、これもまず事務局の方からご説明をお願いいたします。

○建築住宅課 多田担当係長

建築住宅課企画係の多田と申します。私の方から新たなセーフティネット制度についてご説明させていただきます。それでは資料の２－１をご覧ください。こちらの資料に沿って説明させていただきます。

まず１の背景でございます。住宅確保要配慮者といわれる高齢者、低所得者、子育て世帯等が今後増加することが見込まれる一方で、民間の空き家・空き室が増加傾向となっております。

後ろのほうの参考資料にもありますが、高齢単身世帯でいうと、平成27年に601万世帯だったのが平成37年には701万世帯と、今後10年間で100万世帯の増加が予想されるといった推計もございます。一方で、民間の空き家等が増加傾向にありまして、その中には活用が可能なものが多く存在しているという現状がございます。

そういった背景の中で、国では公的賃貸住宅の供給促進や民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する施策を講ずるよう努めることといたしました、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律を改正いたしまして、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る新たな制度を創設したところでございます。

改正法は２にございますように、今年の４月26日に公布されたところでございます。また、公布後６カ月以内に施行されることとなっております、今のところ、10月下旬に施行が予定されております。

新たな制度の概要でございますが、３にございますように、主に３つの項目からなっております。ページをめくっていただいて、３番の後段にございます表にも、国及び地方公共団体の役割を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと思います。

まず、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度の創設でございますが、これは賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県、政令市、中核市に登録し、都道府県等が登録住宅の情報を開示したり、賃貸人の指導監督を行うといった制度となっております。登録に当たっては、耐震性能や一定の居住面積などの登録基準へ適合していることが要件となります。

続きまして、登録住宅の改修や入居者への経済的支援でございますが、これは国、地方公共団体による改修費への補助や家賃、家賃債務保証料の低廉化への補助が主な内容となっております。これは賃貸人が住宅確保要配慮者のために用いられる住宅として、登録するに当たって改修費等の経済的支援を行うものとなっております。

また、住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置でございますが、これは都道府県による居住支援法人の指定、居住支援法人等による登録住宅の情報提供等の居住支援活動の充実、生活保護受給者の住宅扶助費等についての代理納付の推進や、家賃債務保証業者の登録制度などが主な内容となっております。

以上の項目について表にしたのが裏面にございます。この中で国が実施するもの、地方公共団体が実施するものということで記載してございますが、そのうち義務的事務ということで、県が実施するものは一番上にあります住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録事務

等となっております。

最後に、4番の今後のスケジュール等をご覧ください。下の段の表にございますとおり、改正法に伴う政省令が今後、順次公布され、改正法と同様、10月下旬までに施行される予定となっております。また、国により説明会が現在開催されておりました、今後、制度の詳細が明らかになっていく予定となっております。

県といたしましては、今後、義務的業務である住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録事務を法の施行と同時にを行うとともに、この新たな制度の活用について、市町村に対して補助制度の活用の有無などの意向を把握していきたいと思っております。

以上、新たな住宅セーフティネット制度についての概要について、まずは情報の提供をさせていただいたところでございます。

資料の後ろのほうにも、参考資料といたしまして、国土交通省提供の資料を添付させていただきましたので、参考にご覧いただければと思っております。

また、資料2-2以下については後ほど説明させていただきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

○藤居会長

どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきました新たな住宅セーフティネット制度というものにつきまして、事務局の説明につきましてご質問がまずありましたらお願いします。

○矢島委員

すみません、3番の中の丸の、3つ目の丸の一番上なんですけど、居住支援法人の指定というのがございまして、都道府県が指定するということになってはいますが、この居住支援法人という言葉、ちょっと私も初めて聞いたものですから、今、こういったものは既にあるものなののでしょうか、ちょっとお聞かせ願えればと思っております。

○藤居会長

居住支援法人につきまして、ご説明がいただければお願いします。

○建築住宅課 山岸企画幹

今はまだこの法人というようなものはございません。今後、住宅確保要配慮者に対して居住を支援するような法人等が出てくれば、県が指定をするという新たな制度でございます。

具体的には登録者の情報提供ですとか、入居の相談とか、その他援助をする法人を想定してございまして、NPOなどを国では想定はしてございますが、現状ではまだございません。新たに指定をするものでございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

他に何かご質問はございますでしょうか。では宮川委員さん。

○宮川委員

あとのほうで説明があるのかもしれませんが、登録住宅の改修への補助、これは国、地方公共団体というふうにあります。耐震改修のように、市町村が補助しないと県も補助できない、国も補助しないみたいな、そういう多分、仕掛けなのかなという気もいたしますが、これが一体、どの程度の規模のどのくらいの補助率であるのかということが分かれば教えていただきたいし、家賃等低廉化への補助、これについても同様に、一体どのような仕組みになっているのかというのが、今の時点で分かれば教えていただきたいなと思っています。

加えて、「空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として」とあるんですが、今、空き家の状態で、それを賃貸住宅にするということになると、当然のこととして、先ほど耐震性能等の要件は出てくるという話がありましたので、一定規模の改修をしないと、貸家としては提供できないんじゃないかと思うんですけども。それなりの、何とか金流れないと、やる人はいないんじゃないかという気もしたりしているんですけども。

あとのほうの資料を見ても、具体的な補助率だとか、金額の上限が幾らだとかそういうことが全く分からないものですから、その辺、分かる範囲で教えていただければと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。お願いします。

○建築住宅課 山岸企画幹

補助制度の関係でございますが、今、想定されていますのは2つございまして、1つは国が直接補助するものと、それから地方公共団体を通じて補助するものと2つございます。

国が直接補助するものについては補助率は3分の1でございまして、1戸当たり限度額が50万円で、共同住宅の場合で、間取り変更とか耐震改修を行う場合には1戸100万円というところでございます。

それから、地方公共団体を通じた補助の場合もございまして、これは国が3分の1、それから地方が3分の1で、これは限度額は同様でございます。

それから家賃については、低廉化の対象の世帯が月収15.8万円以下の世帯ということになってございまして、これは国が2分の1、地方が2分の1ということで、限度額が1戸当たり月2万円ということになってございます。

それから支援の期間は、今のところ、管理開始から原則10年以内という期間になってございます。それから家賃保証、家賃債務保証につきましては、対象世帯は先ほど申し上げたとおりで、これも国が2分の1、地方が2分の1で、これは限度額が年、1戸当たり3万円ということになってございまして、家賃と保証料をあわせて年24万円という基準が国から示されているところでございます。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございました。お願いします。

○宮川委員

そうすると、その家賃への補助というのは上限2万円で、国と地方で2分の1ずつということは、1万円ずつの上限ということですね。

登録住宅改修への補助については、国の直接補助であれば、賃貸人が3分の2負担、そして地方も絡めた場合には3分の1負担という、そういうふうに理解していいんですか。

○山岸企画幹

これは大家さんへの補助になりますので、その残りの3分の1部分は大家さんが負担するということでございます。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

それでは意見交換の途中になりますけれども、続きの今後の検討課題等につきましての説明を先に伺ってよろしいでしょうか。

○建築住宅課 山岸企画幹

では、引き続き建築住宅課の山岸でございますが、資料の2-2以下を説明をさせていただきます。座って失礼させていただきます。

資料2-2をご覧くださいと思います。ただいま新たな住宅セーフティネット、制度につきましてご説明をしたところでございますが、新たな制度ということでございまして、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

ご意見をいただくに当たりまして、今回の新たな制度を今後検討を進めていくに当たりまして、現時点で私どもの方で課題として考えられる、いわば論点といえますか、それを挙げさせていただいたところでございます。

資料2-2の今後の検討課題等についてということで、大きく3点ほど挙げさせていただきました。1点目は、新たな制度による登録住宅の需要についての把握でございます。今回、国の法律では、住宅確保要配慮者としていたしまして法令等で低額所得者、被災者、高齢者、障害者、いわゆる子育て世帯等を規定しております。これは、長野県において、これらの世帯の状況からどの程度入居需要があるのか、必要とされるのか、その数について一定の把握が必要になるのではないかとございまして。

それから2点目は、既存のセーフティネットであります公営住宅がございまして、これの供給計画等との整合性でございます。「長野県県営住宅プラン2016」におきましては、平成37年度までに県営、市町村営住宅あわせて、この図にございますが、廃止、移管等で合計3,500戸減らすというような計画がございまして。そういう状況の中で、今回の制度の民間の賃貸住宅を活用するという制度の整合性を図る必要があるのではないかとございまして2点目でございます。

それから3点目でございますが、住宅確保要配慮者への支援についての市町村との役割

の整理ということでございまして、今回の新たな制度の実施主体につきましては、一番上の表の上でございまして、登録事務については県と中核市、長野市の義務事務になってございまして、それ以外の改修費の補助ですとか家賃等への補助、それからその下の生活保護受給世帯の代理納付の推進とございまして、これらは県と市町村、並列的な役割が規定されているところでございまして。これは本県におきまして、助成制度を導入するに当たっての県と市町村の役割を整理する必要があるのではないかというようなこととございまして。

以上3点が、現状で検討課題として考えられるということとお示しをしたところでございまして。

これの参考として資料2-3でございまして、これは5月に全国の都道府県の、今回の新たな制度に対しての取り組みの状況ということで、5月時点でございますのでまだ様子見のところとございまして、大体7割から8割ぐらいが、まだこの時点では、いずれもこの制度に対する導入については未定であるという状況とございまして。

それから資料2-4でございまして、これは昨年の9月の時点でございますが、この制度の概要等が法律が改正する前に示されまして、それをもとに、県内の市町村にこの制度についてのアンケートをとった結果とございまして。

例えばQ2は、この仕組みの構築の必要性はどうかという質問に対しては、「多くある」が50%近くありますが、「あまりない」も35%あります。あるいはQ3の民間賃貸のニーズが高いというのはそれぞれ4割程度とか、それから改修費の補助とか家賃低廉化のいわゆるニーズはどうかという質問に対しては半々ぐらい、裏面にいきまして、この改修費補助についても、「あまりない」というところが上回っていたりするところとございまして、この時点ではまだ、制度がまだつまびらかになっていない時点とございまして、まだ市町村も半々ぐらいで、まだ検討中であるというような状況とございまして。

今後、新たに制度が明らかになった段階で市町村等にも、先ほど申し上げましたが、把握してまいりたいというふうと考えているところでございまして。私からは以上とございまして。

#### ○藤居会長

ありがとうございます。ただいまご説明いただきました、新たな住宅セーフティネット制度についての今後の検討課題というようなものにつきまして、意見交換の方をお願いいたします。何かご質問、あるいはご意見がございましたらお願いします。

#### ○宮川委員

資料2-2の一番下のところの二重丸、丸の関係でいうと、義務的事務として、県なり中核市は必ずこの住宅の登録はしなければいけないんですけども、その下は全部任意となっておりますよね。一応、国から言われたから、義務的事務はやるけれども、登録住宅の改修費の補助であったり家賃への補助については、市町村も財政的に苦しいからできない、したがって、県もやらないということになれば、登録事務の窓口は開設していますよ、だけど、実際には誰も応募しないというような結果になりはしないのかという危惧があるんですけども。

そもそも一番最初の丸のそうした需要の把握というのは、市町村に対するアンケートの

結果がこのようにあるにしても、実際、これをどのような形で県としては、改めて把握するという意味でここに書いたんだろうというふうに思いますけれども、この辺については、どのようなお考えなのかというのをお聞きしたいと思います。

○藤居会長

ありがとうございます。お願いします。

○建築住宅課 山岸企画幹

一つは、この入居需要の把握のことですが、おっしゃるとおり、ここに規定されている低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、いろいろなジャンルがございます。

それぞれ、県でも高齢者を所管しているところ、障害者を所管しているところ、子育て支援を所管しているところ等もございますので、住宅に関する需要をある程度、把握しているのであれば、そんなところからも把握をしてまいりたいと思いますし、数値的なものがあれば、データのなものからも把握していきたいと考えているところをございます。

それから登録事務については、今、委員さんおっしゃったとおり、登録しても補助がなければどうかというのは確におっしゃるとおりでございます。一般的に考えますと、登録すれば補助がもらえれば登録が進むというふうになるかと思しますので、登録住宅を増やさなければいけないとの理由の背景には入居需要がどれだけあるかということも同時に把握していかなければ、助成をする必要性も見えてこないのです、両面から市町村の実情もいろいろ違うかと思しますので、市町村からの調査により、入居需要の把握も努めてまいりたいと考えているところをございます。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいですか、では。

○宮川委員

10月に施行されますよね、法律が。それで、登録住宅の登録事務も実際にはそこから始まるというふうに書いてあるわけですね。そうしますと、もう7月の末で、あと2カ月、3カ月しかない中で、そういうことを全て決められるのか、それから例えば補助ということになると、もし仮にやるんだとしたら、県として補正を組む予定もあるのかということも含めて教えてください。

○建築住宅課 山岸企画幹

おっしゃるとおり、施行が10月になりますので、登録事務自体はここでスタート、全国的に行われるところをございます。

確かにこの改修費の補助をするかどうかというのは、簡単には判断できかねると思います。そもそも市町村が補助をするかという意向もございますので、それを踏まえないと、この予算化というところまでは到達しないと思います。補正予算というところをございます。登録事務は国が法律で決めてしまいましたので始まるとして、助成の方はまた慎重



な判断が必要ではないかと思imasので、補正などが来年になるのか、それも含めて今後、市町村の需要等も把握する中で検討してまいりたいと思imas。以上でござimas。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。お願いします。宮崎委員。

○宮崎委員

そもそも空き家は、結局、要らないというか、もう放置されているというか、みんな都会に行ってしまうて、地元には家はあるけれども手を入れたくないというか、壊せばお金がかかるし、何か変な利用にされてしまうと、逆に登録して直した、でも入らない、本当に需要と供給のバランスがちゃんと合っているところで作れるのか。

それと耐震住宅というか、どの程度までに改修をしなければいけないのか。もうほとんど古い、20～30年以上の住宅を改修しなければいけないとなったときに、サッシから全てだという話になったときに、その50万円で果たしてできるのだろうか。もう絶対無理な話ですから、そうすると、商売としてやるという人たちではないと無理だと思うんですね、家主がね。

だからそうなったときに、本当にその空き家を使って入ってくれるという人がいれば改修もいいんでしょけれども、先に改修して登録しろというのは、多分、難しいのかなという気もします。それと、やっぱり改修のその住宅レベルをどこまでの基準にして改修しなさいという指示を出すかによっても、その補助率だとか、そういうものも検討していただかないと、多分、また進まないのかなというふうに思imas。

ただ、やっぱり空き家関係、私の田舎でももう古い家、市町村に上げますといっている人たちもいるんですね。でももらっても困るんですね、壊さなければいけないですから、だからそんな中では、こういうふうを利用してもらうというのが一番いいんでしょけれども、もう見向きもしない、ただほったらかしの住宅という本当に空き家という部分も結構あるので、その辺との、利用してもらえるのならそれも本当にいいことですし、逆にいったら、かえって壊すのなら壊すという、そういう判断もしていかなければいけないんでしょ、その辺を、だから何か勘違いしてしまうと補助金もらってやって入る人がいない。では自分たちで住むかというふうになってもいいのかなというふうにも思えてしまうので、ちょっとその辺、気をつけてもらえればなというふうに思imas。

○藤居会長

ありがとうございます。今のご意見に対して、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

なかなか難しい問題で、検討してくださいとは難しい内容ですが、特に需要、将来、今後検討という部分が特に難しいところだと思imasけれども、短期的に把握するというのもできる限り考えていただければと思imasので、よろしくお願いします。ほかにござimasでしょうか。

1点、登録事務の方が、県と中核市長野市ということが義務的な事務になっているんですが、具体的には一般の市町村がどのぐらい関われるんでしょ、あるいは、何かそう

いうものがないと難しいのではないかという気はするんですが、どんなようにお考えでしょうか。

○建築住宅課 山岸企画幹

どういう住宅を登録するかということについては、国が一定の面積だとか基準を示しまして、それにのっとった住宅を登録していくということになるかと思えます。

直接これは、長野市は中核市なので長野市内のものは長野市に申請をし、それ以外の市町村については県が直接受け付けて登録事務を行うというような制度になってございます。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。特にございますでしょうか。

○宮川委員

この2-1の裏面に「国により地方公共団体や事業者等」、ここでいう事業者というのは不動産を扱っているところという意味だと思うんだけど、それらを対象とした説明会を開催、7月からとなっておりますが、長野県でも開催をされているんですか。全国で5カ所とかそんな程度であれば、普及するという意味でいうと極めて不十分ではないかと思うんですが、どういう計画で説明会が開かれているのかということをお教えください。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか、はい、お願いします。

○建築住宅課 山岸企画幹

7月の下旬から順次、各ブロックごとに、関東ですとか、全国では7カ所で国の方で説明会を行う他、賃貸関係の団体が主催する全国のセミナー等も7月から最終的には11月ぐらいまで、北海道、東北、関東、東海、近畿、北陸、信越等で、大体6～7回、それぞれ行われるということを承知してございます。

○藤居会長

よろしいでしょうか。

○宮川委員

では、そこに長野県の市町村が参加するんですか。

○建築住宅課 山岸企画幹

市町村も参加できる説明会でございまして、市町村にも国からは案内されています。ただし、県内で、長野県がどう対応するかといったときには、市町村の意向等もありますので、制度自体の情報は提供してございますが、市町村の意向とか県の考え方を説明する機会を設けることは検討してまいりたいと思えます。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○岩田建築技監兼建築住宅課長

よろしいでしょうか。建築住宅課長の岩田でございますけれども、私の方からちょっと今の話題について、コメントをさせていただきたいと思っております。資料の方の、今後の検討課題等についてのページを見ていただきたいと思います。

この新たな制度につきましては、説明をしましたように、今後、住宅確保の要配慮者が増加傾向にある中で、民間のアパート等を活用して住宅を確保する。非常にマッチングするようないい制度だという認識ではおります。

ただ、2番目の丸のところには既存のセーフティネットということで、今まで都道府県と市町村は、要配慮者の方々に対しましては公営住宅の供給ということで提供してまいりました。例えば長野県の場合を見ますと、ここにグラフみたいなものがありますけれども、県営住宅が15,000戸、それから市町村が18,000戸、まあ33,000戸ぐらいの戸数になってございます。現在、長野県が県営住宅の建替えの工事費、それから一般修繕の予算額としまして、トータルしても10億円になっているかという予算規模で県営住宅の管理をしているところでございます。

一方、先ほどこの新たな制度について家賃補助のお話もありましたけれども、例えばどういう家賃補助になるかわからないにしても、1カ月当たり県と市町村が1万円ずつ補助したとしても、1年間で12万円になります。この制度で1万戸供給するということになりますと、それだけで年間の予算が12億円という規模になりますので、この予算を確保するについては、県営住宅そのものの建替えとか、今までやってきた修繕をどうするか、そういうところの予算の方も検討しないと、すぐこの制度になかなか手を上げられないという実情です。

それから、この制度につきましては、そこに県と市町村との役割の整理というふうにありますけれども、県だけがこの制度に入るというよりも、むしろ市町村さんの意向を踏まえてこういう制度を導入していかないと、なかなか県だけでは導入が難しいというような考えであります。

現時点でも市町村には公営住宅を、市町村自らが持っているところもありますし、県営住宅がある市町村もありますが、一方、全く公営住宅のない市町村もあります。そういう市町村さんがこういう制度でどうするかということもご意見はいろいろ出てくると思っておりますけれども、そうはいってもやはり家賃の補助は、戸数が増えるに応じて当然、高額なものになってきますので、その辺の話を踏まえて、市町村と導入については検討していかないと、確かに要配慮者が増えている中で提供はしたいものの、なかなか踏み込めないという状況がございます。

事務局の方で説明させていただきましたけれども、今後、市町村さんと実情を踏まえた中で、お互いどういった導入の仕方がいいかどうか、その辺を踏まえないとなかなか難しいという認識であります。

先ほど委員さんからもお話ありましたように、登録事務は法律と同時に施行になります

けれども、その際は、なかなか修繕の補助とか家賃補助が10月の段階で説明できない状況になっておりますので、その辺も事業者、アパートを貸す方にもお話をする中でやっていかなとなかなか難しいでしょうし、そういう補助がセットでないと、登録も進んでいかないというのが実情だと思っています。

そんな考えを、また市町村とこの協議を進めた中で、また委員会の委員さんにご意見等をお伺いしたいというような考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤居会長

ありがとうございました。ほかにございますでしょうか、よろしいでしょうか。

では、そろそろ意見も出尽くしたかと思ひますので、以上にさせていただきます。ありがとうございました。

(3) その他

○藤居会長

それでは、次の議事(3)その他につきまして、事務局の方から何かございましたらお願ひします。

○建築住宅課 多田担当係長

事務局から連絡事項でございます。今後の審議会日程につきましてですが、第2回目を2月ごろに開催させていただきたいと考えております。また後日、日程調整のための照会をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

○藤居会長

ありがとうございます。本日予定をしておりました議事は以上ですが、他にあるでしょうか。

○地域福祉課 堀内企画幹

地域福祉課でございます。先ほど介護人材の不足の状況ということでご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思ひます。

数字につきましては、第6期の現行の高齢者プランを策定するときに推計したものでありますので、ちょっと実数値ではございませんが、平成29年の推計ですと、大体需要といひますか必要な人数が39,800人ぐらいで、実際に介護の仕事につかれています方が35,400人程度ということで、不足する人数につきましては4,400人程度というふうには推定をしております。よろしくお願ひいたします。

○藤居会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、以上の議事になりますが、その他、あえて何かこれをというようなご意見がございましたらお願ひします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは本日の議事は以上で終わらせていただきます。

#### 4 閉 会

##### ○建築住宅課 山岸企画幹

ありがとうございました。本日は、藤居会長さんを初め委員の皆様には長時間にわたるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは閉会に当たりまして、岩田建築技監からごあいさつを申し上げます。

##### ○岩田建築技監兼建築住宅課長

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、また貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

本日の議事にありました高齢者居住安定確保の計画、さらには新たな住宅セーフティネットの制度、これにつきましては、この1月に策定になりました住生活基本計画、この基本目標の中に「多様な暮らしを支える住まいをめざして」という基本目標がございます。本当にこのテーマに沿った2つの大きな議題ということになっておりますので、今後とも各委員さんのご協力と、またさまざまな意見をお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

##### ○建築住宅課 山岸企画幹

以上をもちまして閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。